

物品・役務契約等事務取扱要領

目次

- 第1編 総則（1条－21条）
 - 第1章 通則（1条－2条）
 - 第2章 契約の方法（3条－15条）
 - 第1節 指名競争入札（3条－12条）
 - 第2節 随意契約（13条－15条）
 - 第3章 長期継続契約（16条－17条）
 - 第4章 契約の締結（18条－19条）
 - 第5章 契約の履行（20条）
 - 第6章 契約の解除（21条）
- 第2編 物品購入等契約事務（22条－34条）
 - 第1章 契約事務の事前手続（22条）
 - 第2章 契約の方法（23条－27条）
 - 第1節 指名競争入札（23条－24条）
 - 第2節 随意契約（25条－27条）
 - 第3章 契約の締結（28条－30条）
 - 第4章 契約の履行（31条－33条）
 - 第5章 補則（34条）
- 第3編 役務契約事務（35条－48条）
 - 第1章 契約の方法（35条－38条）
 - 第1節 指名競争入札（35条－36条）
 - 第2節 随意契約（37条－38条）
 - 第2章 契約の締結（39条－40条）
 - 第3章 契約の履行（41条－47条）
 - 第4章 補則（48条）

附則

第1編 総則

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下「この法人」という。）契約に関する規則（以下「契約規則」という。）、この法人の契約事務に関する規程（以下「契約事務規程」という。）、に基づき、物品に係る契約の事務の処理及び役務（工事の請負契約の適用対象となるものを除く。以下同じ。）に係る契約（以下「役務契約」という。）の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約締結専決権者 この法人の事務専決規程に業務委託（設計等を除く。）及び物品購入等の契約の締結に関する専決事項として規定されている、理事長、副理事長、事務局長、及び事務局次長等をいう。
- (2) 一次伺 調達契約（物品の購入等又は役務の調達のため締結される契約をいう。以下同じ。）の内容、調達の手続・方法、予定価格の決定、支出を予定する予算、及び契約内容等、契約の相手方の決定に至るまでの事務について必要な書類を添付して契約締結専決権者まで伺うことをいう。
- (3) 二次伺 一次伺に基づく契約方法により決定した契約予定者と、契約を締結することについて、契約条件その他必要な事項を記載した文書を添付して、契約締結専決権者まで伺うことをいう。
- (4) 仕様書 調達内容を詳細に記した文書をいう。
- (5) 指名通知書 競争入札に参加しようとする者に対し、交付する文書をいう。
- (6) 入札執行者 事務局次長又は事務局次長が指名する係長をいう。
- (7) 長期継続契約 複数年度にわたる契約をいう。

2 物品の購入等に係る購入等とは、購入、製造の請負、借受け又は修繕（改造を含む。以下同じ。）をいう。

第2章 契約の方法

第1節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者)

第3条 指名競争入札の参加者については、契約規則第3条の競争参加者の中から指名しなければならない。

2 前項の指名については、事業協同組合等の組合と当該組合員とを同一の入札について指名しないものとする。

(被指名者選考委員会)

第4条 指名競争入札の参加者の選考を行うため、被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

2 指名委員会の構成は、委員長に事務局長を定め、その他委員に事務局次長その他委員長が

指名する課長又は主幹及び係長又は副主幹とする。

- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名する者が委員長の職務を代理する。
- 4 指名委員会は、委員の2人以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 5 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 指名委員会の庶務は、総務係において行う。
- 7 前6項に定めるもののほか、指名委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
(指名競争入札参加者選考調書の作成)

第5条 指名委員会が指名競争入札の参加者の案を策定したときは、委員長は、指名競争入札参加者選考調書を作成し、記名及び押印をする。

- 2 一次伺には、前項により作成された指名競争入札参加者選考調書を添付するものとする。
(指名の通知)

第6条 契約事務規程第3条の規定による指名の通知は、一次伺で契約締結専決権者の決裁を受けた後、指名通知書により行うものとする。指名通知書には、仕様書、契約条項、入札書その他入札及び契約に必要な文書を添付するものとする。

(予定価格調書の作成)

第7条 契約締結専決権者は、契約事務規程第4条の規定に基づき予定価格を決定したときは、予定価格調書を作成し、記名及び押印のうえこれを封書とし、封印する。

- 2 予定価格を定める場合には、円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予定価格を単価により定める場合には、円未満の端数整理を行わない。ただし、契約締結専決権者が契約の性質又は予定数量等により必要があると認めるときは、一定単位未満の端数金額を切り捨てることができる。
- 4 第1項の予定価格調書は、入札執行までの間、入札執行者が保管する。
- 5 予定価格は、落札決定後においても公表してはならない。

(入札の補助者等)

第8条 入札執行者は、この法人の職員のうちから入札事務を補助する者を指名することができる。

- 2 契約事務規程第5条第5項の入札の立会人は、事務局次長が指名する係長又はその他の職員とする。

(入札書の提出方法)

第9条 入札執行者は、指名通知書に記載された方法以外で提出された入札書にあっては、原則、これを受理又は有効としないものとする。

(開札)

第10条 入札執行者は、指名通知書に示された方法により提出された入札書を、指名通知書に示した日時及び場所において、当該入札者を立ち合わせて、開札するものとする。

- 2 入札執行者は、前項の規定に基づき開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うものとする。この場合において、再度の

入札は、2回まで行うことができる。

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、開札の結果、落札者を決定したときは、その場において直ちに当該落札者を発表するものとする。

(入札の中止等)

第12条 契約締結専決権者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、契約事務規程第6条の規定に基づき当該入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあるとき
- (2) 調達を取りやめたとき
- (3) 調達内容の特質等に不備があったとき
- (4) その他、入札を延期し、中止し、又は取り消すことに合理的理由があるとき

2 契約締結専決権者は、前項の規定に基づき入札を延期し、中止し、又は取り消したときは、その旨を当該相手方に通知しなければならない。

第2節 随意契約

(指名見積合せ)

第13条 指名見積合せによる場合は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 契約規則第3条の競争参加者の中から3人以上（競争参加者が3人に満たないときは、その全員）を指名しなければならない。この場合においては、第3条（指名競争入札の参加者）第2項の規定を準用する。
- (2) 契約の相手方の決定については、最低又は最高の価格を提示した者とする。ただし、その者が提示した価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その旨をあらかじめ参加者に通知している場合に限り、その者を契約の相手方として決定せず、他の者のうち、最も有利な価格を提示した者を契約の相手方として決定することができる。

(特定者を相手方とする随意契約)

第14条 特定者から見積書を徴する場合には、当該見積書を特定者から徴する理由を伺書等に記載するものとする。

2 契約規則第3条の競争参加者以外の特定者から見積書を徴する場合は、その者の資格を十分調査するとともに選定する理由及び参加資格者でない旨を明記するものとする。

(準用規定)

第15条 第4条から第12条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において、第4条中及び第5条中並びに第6条中「指名競争入札」とあるのは、指名見積合せの場合にあっては、「指名見積合せ」と、特定者を相手方とする場合にあっては、「指名見積」と、第6条中及び第9条中並びに第10条中「入札書」とあるのは、「見積書」と読替えるものとする。

第3章 長期継続契約

(長期継続契約を締結することができる契約)

第16条 長期継続契約（以下「リース契約」という。）は、商事に関する事実上の慣行又は事実たる習慣により物品を借受ける期間が3年以上の契約を締結することが一般的となっているものをいう。この場合において、当該物品を借受ける期間（以下「リース期間」という。）は、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の70%（3年未満の場合は3年とし、耐用年数が10年以上の場合は60%とする。端数は切り捨てる。）から120%（端数は切り上げる。）の範囲内で設定するものとする。

2 リース契約は、年間を通じて日常的に役務の提供を受ける必要がある契約であって、その給付が毎月一定の額（単価契約の場合にあつては業務量に応じた額）であるもののうち、次の各号に掲げるものの区分に応じ、その履行期間が当該各号で定める期間内であるものをいう。ただし、第1号で定める期間により難しいときは、初期投資に係る物品について、前項で定める期間を限度とすることができる。

- (1) 契約の履行に当たり、多額の初期投資が必要なものであつて、その初期投資に要した経費の単年度での回収が困難であるもの。 5年
- (2) 契約者が技術の習得及び訓練に一定の期間を要するものであつて、業務の性質上複数年度にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を来たすもの。 3年
- (3) その他複数年度にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障を来たすもの。 3年

（契約書における解除条項）

第17条 長期継続契約を行う場合は、契約書に、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る収支予算の削除又は減額があつたときは、契約が解除できる旨を定めるものとする。

第4章 契約の締結

（契約の締結の決定）

第18条 契約の締結の決定は、二次伺により行うものとする。ただし、特定者から見積書を徴する場合であつて、予定価格が10万円未満のもの（契約書の省略ができないものを除く。）にあつては、二次伺（決裁）を省略することができる。

2 契約規則第6条の規定により契約保証金を納付させるときは、二次伺において、その理由を記載する。この場合において、契約書を作成するときは、当該契約書にその旨を明記する。

（契約の締結）

第19条 契約の締結は、契約書により行う。

2 契約書等を取り交わし、又は徴したときは、これらの書類を事務局次長まで供覧する。

第5章 契約の履行

（検査）

第20条 契約の相手方より、物品の納入又は契約の履行の完了について報告等があつたときは、速やかに検査を行うものとする。

第6章 契約の解除

(契約の解除)

第21条 契約を解除したときは、契約者にその旨を通知するものとする。

第2編 物品購入等契約事務

第1章 契約事務の事前手続

(機種等の特定)

第22条 事務局次長は、物品の購入等（修繕を除く。以下本条において同じ。）を行う場合にあっては、当該物品を1つの機種又は製品名（「機種等」という。以下本条において同じ。）に特定することはできないものとする。ただし、特に事務事業の必要があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定によりやむを得ず機種を特定する場合で、支出予定金額が100万円未満のときは、機種等を特定する理由を伺書等に記載するものとする。

第2章 契約の方法

第1節 指名競争入札

(物品購入等の指名競争入札の参加者数)

第23条 指名競争入札の参加者の数は、予定価格の額の区分に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- | | | |
|-----|---------------------|-------|
| (1) | 300万円未満 | 3人以上 |
| (2) | 300万円以上 1,000万円未満 | 5人以上 |
| (3) | 1,000万円以上 3,000万円未満 | 7人以上 |
| (4) | 3,000万円以上 | 10人以上 |

2 前項の規定にかかわらず、契約規則第3条の競争参加者の数が前項各号に規定する数に満たない場合は、その全員を指名する。

(物品購入等の指名競争入札の参加者の選考基準)

第24条 指名競争入札の参加者を選考するときは、次の基準を考慮して行うものとする。

- (1) 製作又は販売について官公署の許可等を要する物品に係る指名競争入札であるときは、その許可等を受けていること。
- (2) 特殊な技術、設備等を要する製造に係る指名競争入札であるときは、当該技術、設備等を有すること。
- (3) 定期的な点検等を要する物品に係る指名競争入札であるときは、当該点検等を確実に実施できること。
- (4) その他契約の性質又は目的により特に必要と認められる要件を満たしている者であること。

第2節 随意契約

(物品購入等の指名見積合せの範囲)

第25条 物品購入等の予定価格が契約事務規程第13条第1項第1号、第3号及び第6号に定める金額以下の場合は、指名見積合せによることができる。

2 指名見積合せの参加者の選考基準については、第24条（物品購入等の指名競争入札の参加

者の選考基準)の規定を準用する。

(物品購入等で特定者から見積書を徴する随意契約)

第26条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる場合には、特定者から見積書を徴することができる。

小額	予定価格が10万円未満の物品の購入等を行う場合
特定販売品	<p>予定価格が契約事務規程第13条第1項第1号から第3号及び第6号に定める金額以下で次のいずれかに該当する物品の購入等を行う場合。ただし、オに該当するものにあつては予定価格が30万円未満の場合に限る。</p> <p>ア 販売、修理等を行う者が1人に特定される時 イ 既に同一の物品の購入等を行っているため追加契約によること が有利と認められる時 ウ 商慣習上定価で取引されることが一般的な物品で、競争に適しない時 (定価販売品) エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等において 製作された物品を購入するとき オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等に物品の製造を 請け負わせる時</p>
その他	契約規則第2条第3項第2号から第8号の規定の一に該当する場合

2 前項の規定により特定者から見積書を徴する場合において、物品の購入等の予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 物品の購入等(借受け除く。) 100万円
- (2) 物品の借受け 80万円

(物品購入等の見積書徴取の省略)

第27条 次に掲げる物品の購入等を行うときは、見積書の徴取を省略することができる。この場合においては、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 新聞、定期刊行物、印紙、証紙、郵便切手、郵政はがき、公共交通機関の乗車券若しくはプリペイドカード、図書券、商品券又はたばこ
- (2) 前号に掲げるもののほか、事務局長が指定する物品

第3章 契約の締結

(物品購入等の契約の締結)

第28条 第19条(契約の締結)の規定にかかわらず、契約金額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額以下の物品の購入等(リース契約を除く。)に係る契約を締結するときは、請書によることができる。

- (1) 物品の購入又は修繕 100 万円
 - (2) 物品の製造の請負 250 万円
 - (3) 物品の借受け 80 万円
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合にあっては、契約書及び請書の作成を省略することができる。
- (1) 物品の購入等（リース契約を除く。）にかかる契約金額が 50 万円以下（契約規則第 3 条の競争参加者以外の者を契約者とするときは、10 万円未満）の場合
 - (2) 物品の購入等（借受けを除く。）にかかる契約金額が前項第 1 号又は第 2 号に掲げる区分に応じこれらの規定に定める金額以下の場合であって、契約者の履行が発注日から起算して 3 日以内に完了すると認められるとき。
 - (3) 第 27 条（物品購入等の見積書徴取の省略）各号に掲げる物品の購入等をするとき。
（物品購入等の契約書及び請書）
- 第 29 条 契約の締結日は、契約書による場合にあっては当該契約書にその取り交わした日として記載された日とし、請書による場合にあっては発注の意思表示が相手方に到達した日とする。
- 2 契約書を取り交わしたとき、又は請書を徴したときは、これらの書類を事務局次長まで供覧するものとする。
（契約書における特約条項等）
- 第 30 条 リース契約を締結するときは、リース期間満了後における当該リース契約に基づき借受けた物品（以下「リース物品」という。）を買取り、又は当該リース物品を再度借受けること（以下「再リース」という。）があらかじめ想定されるときは、当該買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる旨を契約書に明記するものとする。
- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、リース期間満了後におけるリース物品の買取りを行うことができる。
- (1) リース物品が個人情報を取り扱う電子計算機等であって、当該個人情報保護の観点から自ら当該リース物品を廃棄する必要があるとき、又はリース物品がリース期間満了後も十分使用に耐えることができ、業務上当該リース物品の買取りを行って使用する必要がある場合であって、次項の再リースを行う場合よりも経済的に有利であるとき。
 - (2) 予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（以下「入札書等比較価格」という。）が次のいずれか低い額を超えないとき。
 - ア （契約月額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（以下「本体価格」という。）／リース料率）×100 分の 5
 - イ 本体価格× 2
- 3 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、再リースを行うことができる。
- (1) リース物品がリース期間満了後も十分使用に耐えることができ、業務上再リースを行って使用する必要がある場合であって、前項の買取りを行う場合よりも経済的に有利であるとき。
 - (2) 入札等比較価格を一年間に換算した額が、前項第 2 号イの額を超えないとき。

- 4 前項の再リースに係る契約（以下「再リース契約」という。）に基づく物品の借受け期間（以下「再リース期間」という。）が翌年度以降の会計年度にわたるときは、当該会計年度毎に契約しなければならない。
- 5 再リース期間満了後において次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当事者の協議に基づき更に再リースを行うことができる。当該再リース期間満了後においても同様とする。
- (1) 再リース契約に基づき借受けた物品（以下「再リース物品」という。）が再リース期間満了後も十分使用に耐えることができ、更に再リースを受けて使用する必要があると認められる特段の事由のあるとき。
- (2) 再リース契約に基づく本体価格の総額に、入札書等比較価格を更に再リースを行う期間に換算した額を加えた額が、第2項第2号アの額を超えないとき。
- 6 第4項の規定は、前項により再リースを行う場合に準用する。
- 7 第4項（第6項において準用する場合を含む。）に規定する再リース期間満了後は、原則、当該再リース物品を買取ることができない。

第4章 契約の履行

（検査員等の設置）

第31条 物品検査員は、総務係長又は当該所管する係長をもって充てる。

（検査の立会い）

第32条 物品検査員が検査を行う場合は、検査員等以外の職員のうちから事務局次長がその都度立会人として指名するものとする。

（検査の実施）

第33条 物品検査は、この法人の職員の勤務時間内に、契約によりあらかじめ指定した場所で行うものとする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、この限りでない。

第5章 補則

（補則）

第34条 この編の実施について必要な事項は、事務局長が別に定める。

- 2 物品購入等の事務を処理するうえで必要な様式等については、事務局長が別に定める。

第3編 役務契約事務

第1章 契約の方法

第1節 指名競争入札

(役務契約の指名競争入札の参加者数)

第35条 指名競争入札の参加者の数は、予定価格の額の区分に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 300万円未満 3人以上
- (2) 300万円以上 1,000万円未満 5人以上
- (3) 1,000万円以上 3,000万円未満 7人以上
- (4) 3,000万円以上 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、契約規則第3条の競争参加者の数が前項各号に規定する数に満たない場合は、その全員を指名する。

(役務契約の指名競争入札の参加者の選考基準)

第36条 指名競争入札の参加者を選考するときは、次の基準を考慮して行うものとする。

- (1) 役務の提供について官公庁の許可等を要する役務契約に係る場合には、当該許可等を受けている者であること。
- (2) 継続的な役務で特に履行の確保のため履行の実績を附帯条件とすべき必要があると認められる役務契約に係る場合には、当該履行の実績を有する者であること。
- (3) 特殊な技術、設備等を要する役務契約に係る場合には、当該技術、設備等を有する者であること。
- (4) その履行に相当の人員、資材等を要する役務契約に係る場合には、その人員、資材等を保有しているもの又は容易に保有できるものであること。
- (5) その他契約の性質又は目的により特に必要と認められる要件を満たす者であること。

第2節 随意契約

(役務契約の指名見積合せ)

第37条 予定価格が契約事務規程第13条第1項第6号に定める金額以下の場合には、指名見積合せの方法によることができる。

- 2 指名見積合せの参加者の選考基準については、第36条(役務契約の指名競争入札の参加者の選考基準)の規定を準用する。
- 3 予定価格が10万円未満の場合にあっては、指名見積合せ参加者選考調書の作成を省略することができる。

(役務契約で特定者を相手方とする随意契約)

第38条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる場合には、特定者から見積書を徴することができる。

小額	予定価格が10万円未満の役務契約を行う場合
特定者	予定価格が契約事務規程第13条第1項第6号に定める金額(100万円)以下で次のいずれかに該当する役務契約を行う場合。 ア 役務の提供を行う者が1人に特定される場合

	イ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる障害者支援施設等、シルバー人材センター及び母子寡婦団体が提供する役務契約を行う場合
その他	契約規則第 2 条第 3 項第 2 号から第 8 号の規定の一に該当する場合

2 前項の規定にかかわらず、役務を提供する者及び料金等が法令等により定められている役務契約その他特別の理由があると認められる役務契約については、見積書を徴しないことができる。

第 2 章 契約の締結

(役務契約の締結)

第 39 条 予定価格が 50 万円未満のもので確実に履行される見込みのある契約（長期継続契約を除く。）の締結については、第 19 条（契約の締結）にかかわらず、請書によることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、請書を省略することができる。

- (1) 予定価格が 10 万円未満のもので履行期間が短く、かつ、確実に履行される見込みのあるとき。
- (2) 第 38 条（役務契約で特定者を相手方とする随意契約）第 2 項に規定する役務契約を締結するとき。

(役務契約の共同請負)

第 40 条 契約事務規程第 19 条の規定に基づき共同請負により役務の提供が受けられる契約は、共同請負でなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとする。

2 前項の契約を締結しようとするときは、理事長は共同請負に関し必要な事項について、あらかじめ定めておかなければならない。

第 3 章 契約の履行

(役務契約の監督等)

第 41 条 役務の適正な履行を確保するため、必要に応じて監督を行うほか、契約の相手方に対して履行計画その他必要と認める文書の提出を求めるものとする。

2 前項の監督を行う職員は、事務局次長がこの法人の職員のうちから指名する。

(役務契約の完了届等)

第 42 条 役務が完了したときは、契約の相手方から役務完了届を徴する。ただし、契約の性質又は目的により事務局次長があらかじめ認める場合には、完了届は口頭によることができる。

2 契約の履行状況を的確に把握するため必要があるときは、役務の実施報告書を徴する。この場合において、日ごとに履行される役務について 1 月単位の実施報告書を徴するとき、その他これに準ずるときは、当該実施報告書のほか、必要に応じ、日ごとの履行状況を確認するため、作業日誌等を併せて徴するものとする。

3 前 2 項の規定により完了届等を受けたときは、その内容を審査のうえ、速やかに事務局次長まで報告する。

(役務契約の検査員等の指名)

第 43 条 事務局次長は、前条第 3 項に規定する完了届を受けたときは、別に定めがあるものを除き、この法人の職員のうちから原則として係長を検査員に指名し、速やかに履行検査を行

わせる。

2 前項に規定する検査員の指名においては、特別の必要がある場合を除き、第41条（役務契約の監督等）第2項の監督を行う職員及び契約の締結に係る事務を担当した職員以外の職員を指名する。

3 事務局次長は、履行検査に立ち合わせるため、履行検査ごとにこの法人の職員のうちから立会人1人を指名する。

（役務契約の履行検査の実施）

第44条 履行検査は、立会人及び契約の相手方の立会いのうえ、契約書、仕様書、実施報告書その他関係書類に基づき、これを行わなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、契約の相手方が不在のまま履行検査を実施することができる。

（役務契約の不完全履行）

第45条 検査員は、履行検査の結果、契約の相手方の責に帰すべき事由により契約の履行が不完全な場合で、完全な履行が見込まれる場合は、速やかに契約の相手方に履行の催告を文書で行うとともに、事務局次長に報告するものとする。なお、催告後、速やかに履行が完了しないおそれがある場合は、契約の相手方からその理由と完了予定について文書により報告させなければならない。

2 前項により催告した履行が完了した場合は、再度第42条（役務契約の完了届等）以下に規定する手続を行うものとする。

（役務契約の遅延の処理）

第46条 検査員は、履行検査の結果、契約の相手方の責に帰する事由により契約の履行が遅延したことを確認したときは、速やかに事務局次長に報告する。

2 事務局次長は、前項の報告を受けたときは、契約事務規程第25条に規定する違約金を徴する旨を、遅滞なく納入通知書により当該契約の相手方に通知する。

3 事務局次長は、第1項の報告を受けたときは、速やかにその旨を理事長に報告する。

4 契約の履行の遅延日数は、履行期限の日の翌日から履行検査に合格した日までの日数から履行検査に要した日数を控除した日数とする。

（役務契約の履行検査報告）

第47条 検査員は、履行検査を終了したときは、速やかに役務履行検査報告書により事務局次長に報告するものとする。

第4章 補則

（補則）

第48条 この編の実施について必要な事項は、事務局長が別に定める。

2 役務契約の事務を処理するうえで必要な様式等については、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。